

# 給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例承認申請書

年 月 日

(宛先) 白山市長

申請者 〇

住所  
(所在地)

氏名  
(名称)

⑩

電話番号

(担当: )

申請者の法人番号(個人事業主の場合は記載不要)

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

地方税法第321条の5の2及び白山市税条例第39条の規定により、市県民税特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。なお、給与の支払を受ける者が10人未満でなくなったときその他納期の特例の要件を欠くこととなったときは、遅滞なくその旨を届け出ます。

| 特例の適用を受けようとする月                      | 年 月以降 |     |     |           |   |
|-------------------------------------|-------|-----|-----|-----------|---|
| 最近における6月間の月別の給与の支払を受ける者の数及び当該給与の金額※ | 区 分   | 人 数 | 金 額 | 左のうち臨時雇用分 |   |
|                                     | 年 月   | 人   | 円   | 人         | 円 |
|                                     | 年 月   | 人   | 円   | 人         | 円 |
|                                     | 年 月   | 人   | 円   | 人         | 円 |
|                                     | 年 月   | 人   | 円   | 人         | 円 |
|                                     | 年 月   | 人   | 円   | 人         | 円 |
|                                     | 年 月   | 人   | 円   | 人         | 円 |
| 白山市の徴収金の滞納又は納付、納入の遅延の事実がある場合は、その事由  |       |     |     |           |   |
| 最近1年以内に納期の特例について取消の通知を受けたことの有無      | 有 ・ 無 |     |     |           |   |

※

「最近における6月間の月別の給与の支払を受ける者の数及び当該給与の金額」の人数欄には、正社員、パート、アルバイト等の区分を問わず給与の支払を受ける者の合計を記入し、臨時雇用分欄には内数字として繁忙期のみの短期雇用者など常時雇用されている人以外の数を記入してください。金額欄も同様です。

## 特別徴収税額の納期の特例制度について

### 1 納期の特例を受けられる場合

給与の支払を受ける者が常時10人未満（パート、アルバイト含む）の事務所、事業所その他これらに準ずるもので給与の支払事務を取り扱うものについて、市長の承認を受けた場合

### 2 納期の特例を受けた特別徴収税額の納入期日

前期（6月分～11月分の給与から徴収した税額） 12月10日まで

後期（12月分～翌年5月分の給与から徴収した税額） 翌年6月10日まで

### 3 次に掲げる事実がある場合には、承認申請を却下し、又は承認を取り消します。

(1) 給与の支払を受ける者が常時10人未満であると認められない場合

(2) 納期の特例に関する承認の取消しの通知を受けた日以後1年以内にこの申請書を提出した場合

(3) 白山市の徴収金について滞納があり、その滞納に係る徴収金の徴収が著しく困難であると認められる場合

### 4 一度承認を受ければ、承認要件を欠いた旨の届出又は承認の取消しがあるまでは継続して特例の適用を受けることができますので、年度毎に申請書を提出する必要はありません。